

熊本県公報

第 1 1 3 4 3 号
平成 17 年 12 月 5 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 1
- 救急医療機関に関する認定……………(地域医療推進課) 1
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 1
- "……………(") 2

公 告

- 道路の位置指定……………(建築課) 2
- "……………(") 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……………(商工政策課) 3
- "……………(") 3
- 入札参加者資格審査申請の受付 (県内工事)……………(監理課) 3
- " (県外工事)……………(") 4
- " (コンサル)……………(") 6

登 載 依 頼

- 熊本県森林審議会を開催……………(林政課) 8
- 熊本県警察放置駐車違反管理システム用機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………(情報管理課) 9

告 示

熊本県告示第 1352 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 17 年 11 月 25 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 種 別 | 題 名 | 推 奨 理 由 |
|------|--------------|---------------------|
| 推奨映画 | あらしのよるに (東宝) | 少年を健全に育成するうえで有益である。 |

熊本県告示第 1353 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 12 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 機 関 |
|-----|-----------------|--|
| 開病院 | 八代市新地町 6 番 26 号 | 平成 17 年 12 月 16 日から 平成 20 年 12 月 15 日まで |

熊本県告示第 1354 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 12 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 12 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|-----------|---|----|-------------------|--------------|---------|
| 主要 地方 道 | 菊池鹿北 線 | 山鹿市菊鹿町山内字切閉 2308番2地先から 同字 2308番1地先まで | 前 | 9.0 ～ 14.8 | 92.0 | 単防 災 |
| | | | 後 | 11.0 ～ 17.8 | | |
| 一般 県道 | 玉名植木 線 | 鹿本郡植木町大字円台寺字菱形 574番2地先から 同字 574番29地先まで | 前 | 8.0 ～ 21.0 | 119.0 | " |
| | | | 後 | 8.0 ～ 27.8 | | |

2 区域変更する期日 平成17年12月5日

熊本県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年12月5日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------|-------------|---|----|-------------------|--------------|-------------|
| 一般 県道 | 六嘉秋津 新町線 | 上益城郡嘉島町大字上六嘉字藤田 289番1地先から 同字 289番1地先まで | 前 | 15.5 ～ 16.8 | 17.4 | 不用物件 の交換 |
| | | | 後 | 15.5 ～ 15.7 | | |

2 区域変更する期日 平成17年12月5日

公 告

熊本県公告第900号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市高平二丁目14番53号
- 2 築造者の氏名 株式会社川崎ハウジング
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字南八久保3927番7、同3927番8及び同3927番14
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 33.23メートル
- 6 指定年月日 平成17年11月16日
- 7 指定番号 菊池景建第46号

熊本県公告第901号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字長洲2430番地5
- 2 築造者の氏名 中島正昭
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字長洲字前濱2430番10
- 4 道路の幅員 6.05メートル
- 5 道路の延長 43.30メートル
- 6 指定年月日 平成17年11月18日
- 7 指定番号 玉名景建第48号

熊本県公告第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき平成17年5月31日及び平成17年6月3日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により宇城市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド
宇城市小川町河江字江端121番1
- 2 市町村意見の概要
軽微な変更で問題はないと考える。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城市地域振興局総務振興課
平成17年12月5日から平成18年1月5日まで

熊本県公告第903号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成17年5月31日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により宇城市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド
宇城市小川町河江字江端121番1
- 2 市町村意見の概要
軽微な変更であり問題はないと考える。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城市地域振興局総務振興課
平成17年12月5日から平成18年1月5日まで

熊本県公告第904号

平成18年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札参加に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 申請の対象者

- (1) 平成16年度中に平成17・18年度競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成17年度及び平成18年度に有効な熊本県工事入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者

第2 申請の受付

- (1) 申請方法
申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
平成18年1月24日（火）から平成18年1月27日（金）まで
- (3) 受付時間
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

- (4) 受付場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館11階
 熊本県土木部監理課建設業係
- 第3 提出書類及び提出部数
- (1) 平成18年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
 (2) 平成18年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等 2部
 評価項目申請書
 ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のいずれかを希望した新規業者のうち、次の項目に該当する者のみ提出すること
- ア 申請日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者
 イ 平成13年9月から平成17年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
 ウ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される業者で平成17年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない業者で障害者を1人以上雇用している者
 エ 申請日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度を共に就業規則等で定めている者
 オ 平成16年1月から平成16年12月まで及び平成17年1月から平成17年12月までの間の両期間それぞれにボランティア活動の実績がある者
- 第4 持参書類
- (1) 平成17年度に本県が実施した経営事項審査に係る総合評定値通知書
 ただし、当該通知書の送付を受けていない者にあつては不要とする。
 (2) 経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高（審査済印があるものに限る。）
 (3) 申請日現在において有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面
 (4) 第1の(2)に掲げる者については、平成17年4月1日付けの平成17・18年度熊本県工事入札参加者資格認定通知書
- 第5 資格審査
- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき競争入札参加資格の有無について審査を行う。
 (2) 第3に掲げる提出書類及び第4に掲げる持参書類に不足がある者並びに申請直前2箇年の営業年度における工事实績がない業種については申請を受け付けない。
- 第6 競争入札参加資格の有効期間
 今回の申請に係る競争入札参加資格については、平成18年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第7 問合せ先
 熊本県土木部監理課建設業係
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096 - 333 - 2485（直通）

熊本県公告第905号

平成18・19年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
 ア 電子申請（インターネットにより利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
 イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
 ア 電子申請の場合
 平成18年1月6日（金）から平成18年2月3日（金）まで（必着）
 イ 郵送の場合
 平成18年1月6日（金）から平成18年2月3日（金）まで（当日の消印有効）
 ウ 持参の場合
 平成18年1月24日（火）から平成18年2月3日（金）まで
 受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先

- ア 郵送の場合
〒 862-8570 (県庁専用郵便番号)
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課建設業係
- イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること

| 商号の頭文字 | 受付日 (来庁日) | 商号の頭文字 | 受付日 (来庁日) |
|--------|-----------|--------|-----------|
| ア行 | 1月24日 (火) | ハ行 | 1月31日 (火) |
| カ行 | 1月25日 (水) | マ行 | 2月1日 (水) |
| サ行 | 1月26日 (木) | ヤ行 | 2月2日 (木) |
| タ行 | 1月27日 (金) | ラ・ワ行 | 2月3日 (金) |
| ナ行 | 1月30日 (月) | | |

- 2 審査対象期間
平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に決算期が属する営業年度
- 3 提出書類及び提出部数

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|--|------|
| 1 | 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (建設工事) ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票 (申請書) を、郵送により1部提出すること。 | 2部 |
| 2 | 審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※完成工事高を3年平均で選択している場合は、審査済の経営事項審査申請書の工事種別完成工事高の写しを併せて提出すること。 ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にとっては、審査済の経営事項審査申請書及び工事種別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成18年2月10日 (金) までに当該通知書を提出すること。 | 1部 |
| 3 | 年間委任状 ※原本に限る。委任を行う場合に限る。 | 1部 |
| 4 | 使用印鑑届 ※原本に限る。 | 1部 |
| 5 | 現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面 | 1部 |
| 6 | 現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合のみ提出 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。 ※写しはA4版に縮小コピーすること。 | 1部 |
| 7 | 国税の納税証明書 (法人: その3の3、個人: その3の2) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 | 1部 |
| 8 | 熊本県税の納税証明書 (その6等) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。 | 1部 |
| 9 | 〈申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ〉 審査登録証等の写し ※ISOの認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会 (JAB) 又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先 (委任先がなければ本社) で取得していること。 | 1部 |

※申請日現在において有効であるもの。

- ※電子申請の場合、上記1から9の提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。
- 4 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。
- ア 申請直前2か年の営業年度における工事实績がない業種
- イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種
- ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成18年3月末までに文書で通知する予定。
- 5 競争入札参加資格の有効期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 6 注意事項
- (1) 書類は、黄色のA4のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、3に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「更新」申請者（平成15年度又は16年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成16年3月又は17年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- 7 問い合わせ先
- (1) 申請書全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-333-2485
- (2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

熊本県公告第906号

平成18・19年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成17年12月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
- ア 電子申請（インターネットにより利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
- イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
- ア 電子申請の場合
平成18年1月6日（金）から平成18年2月3日（金）まで（必着）
- イ 郵送の場合
平成18年1月6日（金）から平成18年2月3日（金）まで（当日の消印有効）
- ウ 持参の場合
平成18年1月24日（火）から平成18年2月3日（金）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先
- ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係
- イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館1階101会議室
※商号の頭文字により受付日が異なるので注意すること

| 商号の頭文字 | 受付日 (来庁日) | 商号の頭文字 | 受付日 (来庁日) |
|--------|-----------|--------|-----------|
| ア行 | 1月24日 (火) | ハ行 | 1月31日 (火) |
| カ行 | 1月25日 (水) | マ行 | 2月1日 (水) |
| サ行 | 1月26日 (木) | ヤ行 | 2月2日 (木) |
| タ行 | 1月27日 (金) | ラ・ワ行 | 2月3日 (金) |
| ナ行 | 1月30日 (月) | | |

2 審査対象期間

平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に決算期が属する営業年度

3 受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 白あり駆除関係業務

なお、(1) から (5) までの業務の詳細な分類については、競争入札参加者資格審査申請書〈測量・建設コンサルタント等〉(別記様式1)を参照すること。

4 提出書類及び提出部数

| | 提出書類 | 提出部数 |
|----|--|------|
| 1 | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書〈測量・建設コンサルタント等〉 ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票(申請書)を、郵送により1部提出すること。 | 2部 |
| 2 | 申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数について記載すること | 1部 |
| 3 | 年間委任状 ※原本に限る。委任を行う場合に限る。 | 1部 |
| 4 | 使用印鑑届 ※原本に限る。 | 1部 |
| 5 | 登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)第55条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の申請者 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号) ○地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号) ○補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号) ○不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定 | 各1部 |
| 6 | 測量等実績調書 | 1部 |
| 7 | 技術者経歴書 | 1部 |
| 8 | 商業登記簿謄本の写し(法人の場合)又は身元証明書の写し(個人の場合) ※発行後、3か月以内のもの | 1部 |
| 9 | 国税の納税証明書(法人:その3の3、個人:その3の2) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 | 1部 |
| 10 | 熊本県税の納税証明書(その6等) ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。 | 1部 |

| | | |
|----|---|----|
| 11 | <p>〈申請日現在において、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ〉 審査登録証等の写し</p> <p>※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。</p> <p>※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。</p> <p>※申請日現在において有効であるもの。</p> | 1部 |
|----|---|----|

※電子申請の場合、上記1から11の提出書類のうち該当するものについては、郵送により1部提出すること。

なお、イ・カ・キについては電子申請の際に添付書類として添付出来るが、郵送でも1部提出すること。

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

ア 申請直前2か年の営業年度において実績がない業種（地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）

イ 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務

ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般

エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

※測量業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。

※土木関係建設コンサルタント業務の指名には2名以上の技術者が必要。

(2) 審査の結果は、平成18年3月末までに文書で通知する予定。

6 競争入札参加資格の有効期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

7 注意事項

(1) 書類は、A4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「更新」申請者（平成15年度及び16年度中に申請し認定を受けた者が、今回引き続き申請する場合をいう。）については、可能な限り平成16年3月又は17年3月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

8 問い合わせ先

(1) 申請書全般

熊本県土木部監理課建設業係
 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-333-2485

(2) 電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

登載依頼

熊本県森林審議会公告第2号

熊本県森林審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年12月5日

熊本県森林審議会 会長 宮崎 暢 俊

1 開催日時

平成17年12月16日（金）

午後1時00分から

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
- 4 地域報告等
- 森林計画の樹立及び変更について
- (1) 森林保全部会の審議結果について
- (2) 水とみどりの森づくり税について
- (3) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画について
- (4) 第12次県有林経営計画について
- 5 傍聴者の定員
- 10人
- 6 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
- 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局（熊本県林務水産部林政課森林計画係）
（電話 096-333-2434）

熊情管公告第2636号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年12月5日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
熊本県警察放置車違反管理システム用機器等 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成18年1月1日から平成22年12月31日まで
- (4) 納入期限
平成17年12月31日（土）
- (5) 納入場所
熊本県警察本部情報管理課
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
- (2) (1)に掲げる入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格確認申請書及び入札対象機種審査申請書を平成17年12月16日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成17年12月5日（月）から平成17年12月9日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成17年12月12日（月）から平成17年12月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
 5に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎4階）
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-381-2048
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成17年12月5日（月）から平成17年12月16日（金）までの日（県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 交付場所
 5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成17年12月20日（火）午後2時から
 イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県警察本部庁舎4階 OA研修室
- (4) 入札書の提出方法
 6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年12月19日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入

- 札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

